

令和7年4月1日から改定する主な使用料

◆公民館

▶問い合わせ 国生涯学習課 ☎ 0287(37)5364

部屋など	現行 (1時間当たり)	改定後 (1時間当たり)	備考
会議室など	原則無料	50円～150円	部屋などの種類ごとに料金設定
夜間照明施設	500円	200円	鍋掛公民館および南公民館

◆スポーツ施設

▶問い合わせ 国スポーツ振興課 ☎ 0287(37)8749

部屋など	現行 (1時間当たり)	改定後 (1時間当たり)
○石川スポーツグラウンドくろいそ(くろいそ運動場)		
体育館アリーナ(全面)	1,000円	1,500円
野球場(全面)	1,000円	2,000円
テニスコート(1面)	200円	300円
○三和住宅にしなすのスポーツプラザ(にしなすの運動公園)		
メインアリーナ(全面)	1,000円	1,500円
サブアリーナ(全面)	500円	700円
多目的運動広場(全面)	1,000円	1,500円
○三島体育センター		
グラウンド(全面)	2,000円	1,500円
テニスコート(1面)	200円	300円

◆田舎ランド鴨内

▶問い合わせ 国生涯学習課 ☎ 0287(37)5364

部屋など	現行	改定後 (1時間当たり)
体育館	無料	150円
その他の部屋など	無料	50円

◆観光施設

▶問い合わせ 国観光振興課 ☎ 0287(74)2618

施設名	現行	改定後
木の保園地(駐車場)	500円/回	1,000円/回
天皇の間記念公園	200円/人	300円/人
塩原温泉湯つ歩の里	200円/回	300円/回

※今回の見直しにより、市内在住者向けの減免措置は廃止します。

◆文化施設

▶問い合わせ 国生涯学習課 ☎ 0287(37)5419

部屋等	現行	改定後	備考
○大正堂くろいそみるひいホール(黒磯文化会館)			
大ホール	17,000円～ 37,000円	23,000円～ 38,000円	利用区分ごと(午前・午後・夜間)
小ホール	4,000円～ 8,000円	6,000円～ 11,000円	
○GUNEI三島ホール(三島ホール)			
ホール	6,000円～ 12,000円	9,000円～ 15,000円	利用区分ごと(午前・午後・夜間)

※改定後料金の適用は令和8年1月使用分からです。

◆博物館

▶問い合わせ 那須野が原博物館 ☎ 0287(36)0949

区分・部屋等	現行	改定後	備考
○資料利用料			
熟覧	無料	100円	資料1点につき1日
模写・模造	無料	2,000円	
資料撮影	無料	3,000円	
画像使用	無料	2,500円	資料1点につき1回
○施設使用料			
エントランスホール	無料	1,000円	1日につき
研修室	無料	500円	1時間につき

◆学校施設

▶問い合わせ <校舎> 国生涯学習課 ☎ 0287(37)5364
<その他施設> 国スポーツ振興課 ☎ 0287(37)8749

部屋等	現行	改定後 (1時間当たり)
校舎	無料	100円
校庭、体育館、武道館	無料	300円



その他の使用料・手数料や民間企業などの目的外利用に関する詳細は、市ホームページを確認してください。

昨年3月に策定した「第3次行財政改革推進計画」に基づいて、受益者(施設利用者)負担の適正化と公平な市民負担のため、令和7年4月1日から使用料・手数料を見直します。

《料金改定の施設数および件数》

- 使用料 23施設(公民館、スポーツ施設、観光施設、公園、文化施設など)
- 手数料 16件(水道止水栓の開閉栓手数料の改定、道路台帳の写しなどの有料化)



見直しに当たっての考え方

- ◆原則有料
施設などを利用する人としいない人との公平性
- ◆原価計算により改定額を算出
人件費、維持管理経費、建物の減価償却費を積み上げて計算
- ◆使用料は、受益者負担割合を考慮
※「使用料の受益者負担割合の判断基準」とおり
- ◆手数料は、原則全額を利用者が負担
- ◆見直しの上限額は、原則現行の1.5倍
※1.5倍超とすべき特段の理由がある場合を除く。



使用料や手数料は何に使われているの？

皆さんからいただく使用料や手数料は、施設の維持や管理をするための費用に充てられます。



使用料の受益者負担割合の判断基準

施設を利用する人が使用料を負担することで、利用する人としいない人との負担の公平性を確保します。

受益者負担割合	サービスの性質割合	主な施設
25%	誰もが利用できる、生活に必要なサービス ↕ 民間施設との選択が可能なサービス	公民館、まちなか交流センター
50%		文化施設、スポーツ施設
75%		レジャー施設
100%		駐車場、墓地

使用料の減免の考え方

負担能力から支援が必要な場合や、公共性・公益性が高い事業での利用は減免対象します。
※施設ごとに適用される減免の基準は異なります。

- ◆負担能力から支援が必要な場合とは
子ども(0歳児～高校生)、高齢者(65歳以上)、障害者(介助者を含む)
- ◆公共性・公益性が高い事業とは
 - ・市、市の機関、指定管理者、市以外の官公署が利用
 - ・教育・保育機関が教育保育活動を行うための利用
 - ・コミュニティ活動の振興などを目的に設置された団体がその目的で利用
 - ・その他特に公共性・公益性が高いと認められる利用(各施設の事情により設定)



令和7年4月1日から
施設などの使用料・手数料が変わります

▼問い合わせ 国財政課 ☎ 0287(62)7118

